

法令適用事前確認手続照会書

発 室 発 第 2 2 7 号

平成25年1月18日

原子力規制委員会

原子力規制庁 安全規制管理官 (BWR担当) 殿

安全規制管理官 (PWR・新型炉担当) 殿

東京都千代田区神田美土代町1番地

日本原子力発電株式会社

取締役社長 濱田 康男

下記について、照会をします。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第26条第1項

2. 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為

敦賀発電所1号炉及び2号炉の固体廃棄物の廃棄設備に関して、不燃性の雑固体廃棄物の処理方法として廃棄物を容器に直接収納し固型化する処理を追加する。

3. 当該行為と照会対象法令(条項)の規定との関係についての自己の見解

原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第26条第1項の規定に基づき、法第23条第2項第2号から第5号まで又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令に定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

上記2.で実現しようとする行為は、不燃性の雑固体廃棄物の処理方法に直接充填固化処理を追加するものであり、法第23条第2項第5号の構造及び設備の変更に該当する懸念がある。

しかしながら、当該行為は既に審査を受けた雑固体減容処理設備設置時の設計方針を変更することなく、雑固体減容処理設備の一部を使用することで実現可能であることから、法第23条第2項第5号の構造及び設備の変更には該当せず、法第26条第1項に基づく許可を受けることは不要と考える。

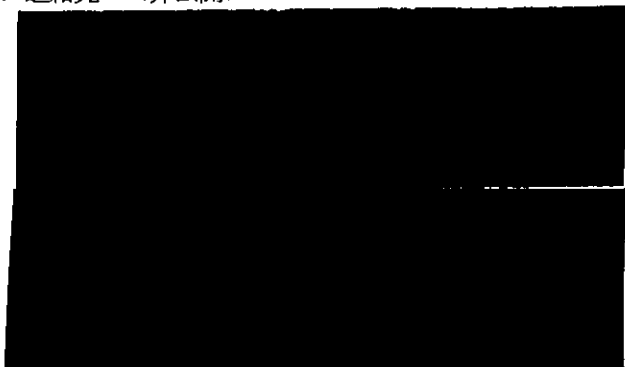
なお、本文及び図中の記載の変更については、他案件において原子炉設置変更許可申請を行う際に記載の適正化を行う考えである。

添付書類1「敦賀発電所 不燃性雑固体廃棄物の直接充填固化処理の追加について」

添付書類2「安全設計審査指針への適合性について」

4. 公表の遅延の希望
なし

5. 連絡先 <非公開>



敦賀発電所 不燃性雑固体廃棄物の直接充填固化処理の追加について

1. 概 要

敦賀発電所の固体廃棄物貯蔵庫については、平成 23 年度末現在でドラム缶相当約 70,000 本保管しており、貯蔵容量 85,000 本に対し約 8 割と逼迫した状態にあり、中でも不燃性雑固体廃棄物についてはドラム缶相当約 67,000 本を保管している。

平成 17 年度より雑固体減容処理設備（プラズマ設備）での溶融固化処理による固化体製作を行い、これらの LLW 搬出で不燃性雑固体廃棄物の保管量減量化を推進している。

プラズマ設備による溶融固化処理に加え、溶融による減容効果が小さい金属類等について、既存のプラズマ設備のモルタル充填装置を活用し、溶融固化処理をせずに直接容器に収納して固型化材（モルタル）にて充填固化体を製作できる方式（以下「直接充填固化」という。）を追加する。

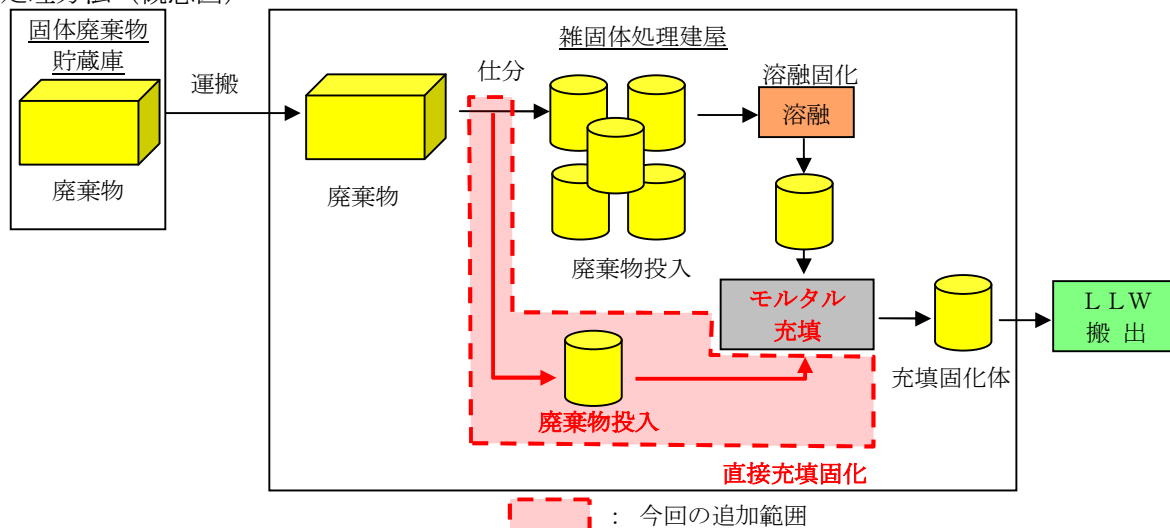
直接充填固化処理を追加することにより、プラズマ設備が定期検査や耐火材交換作業等で停止する期間に、当該処理で不燃性雑固体廃棄物の処理が可能となり、LLW 搬出による更なる保管量低減が図れる。

2. 直接充填固化処理の概要

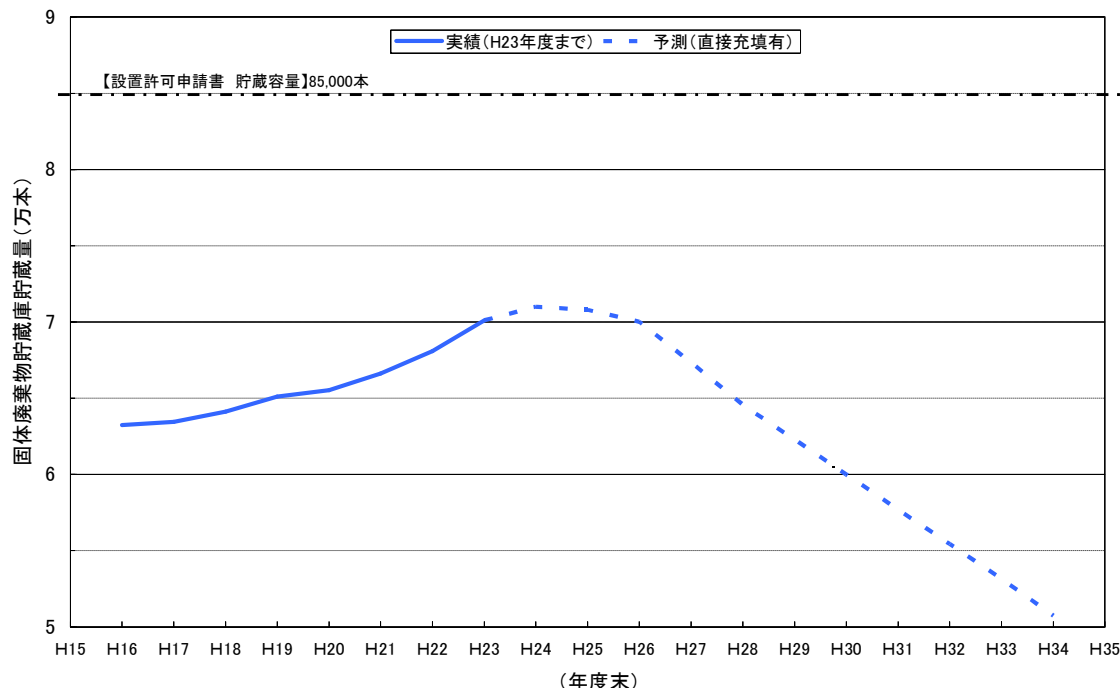
(1) 対象物

不燃性雑固体廃棄物のうち除去対象物（アルミ、鉛等）を除く、大型金属類、コンクリート（塊状）等

(2) 処理方法（概念図）



3. 固体廃棄物貯蔵庫の運転中廃棄物保管量の推移予測



以上

安全設計審査指針への適合性について

敦賀発電所不燃性雑固体廃棄物の直接充填固化処理の追加が、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針（平成2年8月30日 平成13年3月29日一部改訂）」のうち、以下の指針に十分適合するように既設施設において設計されており、今回変更するものでないことを説明するものである。なお、添付の適合すべき安全設計指針のうち、本変更に係る指針について、検討した。

1. 指針 52. 放射性気体廃棄物の処理施設

原子炉施設の運転に伴い発生する放射性気体廃棄物の処理施設は、適切なる過、貯留、減衰、管理等により、周辺環境に対して、放出放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低減できる設計であること。

（既設の設計方針）

雑固体減容処理設備で雑固体廃棄物等の熔融固化に伴い発生する排ガスは、セラミックフィルタ及び高性能粒子フィルタを通し、周辺環境に対して、放出放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低減した後、放射性物質の濃度を監視しつつ専用の排気口から放出する設計とする。

本変更後においても、雑固体減容処理設備を変更するものでなく、雑固体減容処理設備で雑固体廃棄物等の熔融固化に伴い発生する排ガスは、セラミックフィルタ及び高性能粒子フィルタを通し（系統全体の除染係数 10^7 ）、周辺環境に対して、放出放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低減した後、放射性物質の濃度を監視しつつ雑固体処理建屋排気口（建屋換気を含む）から放出するとして既設施設の設計を変更するものではありません。

2. 指針 53. 放射性液体廃棄物の処理施設

1. 原子炉施設の運転に伴い発生する放射性液体廃棄物の処理施設は、適切なる過、蒸発処理、イオン交換、貯留、減衰、管理等により、周辺環境に対して、放出放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低減できる設計であること。
2. 放射性液体廃棄物の処理施設及びこれに関連する施設は、これらの施設からの液体状の放射性物質の漏えいの防止及び敷地外への管理されない放出の防止を考慮した設計であること。

（既設の設計方針）

1. 雑固体処理建屋のシャワードレン等の処理施設は、周辺公衆の線量当量を合理的に達成できる限り低く保つ設計とし、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を満足するように設計する。放射性物質の濃度が低いシャワードレンはフィルタを通した後、スクラバ廃液とともに放射性物質の濃度が十分低いことを確認して放出する設計とする。

2. シャワードレン等の液体状の放射性物質の漏えいを防止するため、次の各項を考慮した設計とする。

(1) 漏えいの発生を防止するため、適切な材料を使用する。

(2) 放射性液体が漏えいした場合には、漏えいを早期に検出し、雑固体処理建屋制御室に警報を発するとともに、2号炉中央制御室にも警報を発することができる設計とする。

また、処理施設は独立した区画内に設置し、周辺に堰等を設け、漏えいの拡大防止対策を講じた設計とするとともに、敷地外への管理されない放出の防止を考慮した設計とする。

本変更後においても、雑固体処理建屋内の施設を変更するものでなく、雑固体処理建屋のシャワードレン等の処理施設は、放射性物質の濃度が低いシャワードレンをフィルタに通した後、スクラバ廃液とともに放射性物質の濃度が十分低いことを確認して放出する設計とし、液体状の放射性物質の漏えいの拡大防止対策を講じ、敷地外への管理されない放出の防止を考慮した設計とするとし

た既設施設の設計を変更するものではありません。

3. 指針 54. 放射性固体廃棄物の処理施設

原子炉施設から発生する放射性固体廃棄物の処理施設は、廃棄物の破砕、圧縮、焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等の防止を考慮した設計であること。

(既設の設計方針)

雑固体廃棄物等を熔融固化する雑固体減容処理設備は、処理過程において放射性物質の散逸等の防止を考慮した設計とする。

本変更後においても、雑固体減容処理設備を変更するものでなく、処理過程において放射性物質の散逸等の防止を考慮した既設施設の設計を変更するものではありません。

4. 指針 56. 周辺の放射線防護

原子炉施設は、通常運転時において原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による敷地周辺の空間線量率を合理的に達成できる限り低減できる設計であること。

(既設の設計方針)

雑固体処理建屋は、当該建屋からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による敷地周辺の空間線量率を合理的に達成できる限り小さい値になるように設計する。

本変更後においても、雑固体処理建屋内からの直接ガンマ線量及びスカイシャインガンマ線量評価の条件である線源（雑固体処理建屋内に仮置きするドラム缶 200 本）や遮へい（雑固体処理建屋のコンクリート厚さ）等を変更するものでなく、既設の当該建屋からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による敷地周辺の線量当量評価を変更するものではありません。

5. 指針 57. 放射線業務従事者の放射線防護

原子炉施設は、放射線業務従事者の立入場所における線量当量を合理的に達成できる限り低減できるように、放射線業務従業者の作業性等を考慮して、遮へい、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じた設計であること。

(既設の設計方針)

雑固体減容処理設備は、放射線業務従事者の線量当量を合理的に達成できる限り低減できるように遮へい壁、迷路等の設置、機器の配置、放射性物質の漏えい防止、換気等放射線防護上の措置を講じた設計とする。

本変更後においても、雑固体減容処理設備を変更するものでなく、関係各場所への立入頻度、滞在時間等を考慮した上で、放射線業務従事者の線量当量が十分安全に管理できるように外部放射線に係る設計基準線量当量率を満足する設計とし、換気は清浄区域に新鮮な空気を供給して、放射性物質濃度の高い区域へ向かって流れるようにし、排気は適切なフィルタを通して行うとした既設施設の設計を変更するものではありません。

6. 指針 58. 放射線業務従事者の放射線管理

原子炉施設は、放射線業務従事者を放射線から防護するために、放射線被ばくを十分に監視及び管理するための放射線管理施設を設けた設計であること。また、放射線管理施設は、必要な情報を制御室又は適当な場所に表示できる設計であること。

(既設の設計方針)

雑固体処理建屋には、放射線業務従事者等の出入管理及び汚染管理を行うため、更衣室、シャワー室、退出モニタ等を設ける。雑固体処理建屋内の主要な箇所にエリアモニタを設け、指示及び警報を発する設計とする。また、雑固体処理建屋制御室で指示、記録し、警報を発するとともに、2号炉中央制御室にも警報を発する設計とする。放射線業務従事者が特に頻繁に立ち入る箇所については、定期的及び必要の都度、サーベイメータによる外部放射線に係る線量当量率、サンプリング等による空気中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度の測定を行い、適当な場所に表示する設計とする。

本変更後においても、雑固体処理建屋内の施設に変更はなく、更衣室、シャワー室、退出モニタ等を設ける設計と雑固体分別エリア、制御室にモニタを設け、指示及び警報を発するとした既設施設の設計を変更するものではありません。

また、放射線業務従事者が特に頻繁に立ち入る箇所について、定期的及び必要の都度、外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床等の表面放射性物質密度の測定を行い、その結果を適当な場所に表示するとした既設施設の設計を変更するものでもありません。

以上

適合すべき安全設計審査指針（案）

指針	指針及び内容	敦賀プラズマ熔融 適合した指針	敦賀直充処理 適合すべき指針	理 由
指針 1. 準拠規格及び基準	安全機能の重要度に応じた規格及び基準の準拠	○	×	構築物,設備の設計,材料の選定,製作,試験及び検査がないため,変更なし。
指針 2. 自然現象に対する設計上の考慮	1.耐震設計上の区分,設計用地震力に耐える設計 2.地震以外の想定される自然現象を考慮した設計	○ —	×	構築物,設備は既設を使用するため,変更なし。
指針 3. 外部人為事象に対する設計上の考慮	1.外部人為事象によって安全性を損なわない設計 2.第三者の不法な接近等に対する措置を講じた設計	— —	—	
指針 4. 内部発生飛来物に対する設計上の考慮	弁及び配管の破断,高速回転機器の破損,ガス爆発等によって発生する飛来物によって安全性を損なわない設計	—	—	
指針 5. 火災に対する設計上の考慮	火災発生防止,火災検知及び消火並びに火災の影響の軽減を組み合わせることで,火災により安全性を損なわない設計	○	×	構築物,設備は既設を使用するため,変更なし。
指針 6. 環境条件に対する設計上の考慮	すべての環境条件に適合できる設計	—	—	
指針 7. 共用に関する設計上の考慮	原子炉施設間の共用によって安全性を損なわない設計	○	×	構築物,設備は既設を使用するため,変更なし。
指針 8. 運転員操作に対する設計上の考慮	運転員の誤操作防止を講じた設計	—	—	
指針 9. 信頼性に関する設計上の考慮	1.重要度に応じた信頼性を有する設計	○	×	構築物,設備は既設を使用するため,変更なし。
	2.重要度の特に高いものは多重性又は多様性及び独立性を備えた設計	—	—	
	3.重要度の特に高いものは外部電源の使用不可時でも安全機能を達成できる設計	—	—	
指針 10. 試験可能性に関する設計上の考慮	重要度に応じた試験又は検査ができる設計	—	—	
指針 11. 炉心設計	1.燃料の許容設計限界を超えない設計	—	—	
	2.燃料棒以外の構成要素の健全性を失わない設計	—	—	
指針 12. 燃料設計	1.使用期間中の健全性を失わない設計	—	—	
	2.輸送及び取扱い中に過度の変形を生じない設計	—	—	
指針 13. 原子炉の特性	固有の出力抑制特性を有し,出力振動を制御できる設計	—	—	
指針 14. 反応度制御系	1.通常運転時の反応度変化を調整できる設計	—	—	
	2.反応度投入事象時に RPV,炉心等に破壊を生じない設計	—	—	
指針 15. 原子炉停止系の独立性及び試験可能性	原子炉停止系は,臨界未満を維持できる 2 つの独立した系,試験可能性を備えた設計	—	—	
指針 16. 制御棒による原子炉の停止余裕	高温状態及び低温状態で炉心を臨界未満にできる設計	—	—	
指針 17. 原子炉停止系の停止能力	1.高温状態で臨界未満に達成,維持できる設計	—	—	
	2.低温状態で臨界未満に達成,維持できる設計	—	—	
指針 18. 原子炉停止系の事故時の能力	事故時に臨界未満に達成,維持できる設計	—	—	
指針 19. 原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性	1.通常運転時及び異常状態でも健全性を確保できる設計	—	—	
	2.接続する配管系は隔離弁を設けた設計	—	—	

凡例 ○;設置変更許可申請に伴い適合した項目
△;設置変更許可申請に伴い適合性を確認する必要がある項目
—;設置変更許可申請対象設備には該当しない項目
×;既設計方針の変更が不要とした項目

適合すべき安全設計審査指針（案）

指針	指針及び内容	敦賀プラズマ熔融 適合した指針	敦賀直充処理 適合すべき指針	理 由
指針 20. 原子炉冷却材圧力バウンダリの破壊防止	脆性的挙動, 急速な伝播型破断を生じない設計	—	—	
指針 21. 原子炉冷却材圧力バウンダリの漏えい検出	原子炉冷却材の漏えいが速やかに, かつ, 確実に検出できる設計	—	—	
指針 22. 原子炉冷却材圧力バウンダリの供用期間中の試験及び検査	原子炉の供用期間中に試験及び検査ができる設計	—	—	
指針 23. 原子炉冷却材補給系	原子炉冷却材の小規模の漏えい等が生じた場合に, 原子炉冷却材の保有量を回復できる設計	—	—	
指針 24. 残留熱を除去する系統	1. 崩壊熱及び残留熱が除去できる設計	—	—	
	2. 外部電源使用不可時でも, 安全機能が達成できるよう多重性又は多様性及び独立性並びに試験可能性を備えた設計	—	—	
指針 25. 非常用炉心冷却系	1. 燃料の重大な損傷の防止, かつ, 燃料被覆と水との反応を抑制できる設計	—	—	
	2. 外部電源使用不可時でも, 安全機能が達成できるよう多重性又は多様性及び独立性を備えた設計	—	—	
	3. 試験及び検査ができる設計	—	—	
指針 26. 最終的な熱の逃がし場へ熱を輸送する系統	1. 最終的な熱の逃がし場に熱を輸送できる設計	—	—	
	2. 外部電源使用不可時でも, 安全機能が達成できるよう多重性又は多様性及び独立性並びに試験可能性を備えた設計	—	—	
指針 27. 電源喪失に対する設計上の考慮	短時間の全交流動力電源喪失時, 原子炉を安全に停止, 冷却できる設計	—	—	
指針 28. 原子炉格納容器の機能	1. 想定事象荷重, 地震荷重に耐え, 所定の漏えい率を超えない設計	—	—	
	2. 定期的に容器全体の漏えい率測定ができる設計	—	—	
	3. 重要な部分の漏えい試験ができる設計	—	—	
指針 29. 原子炉格納容器バウンダリの破壊防止	脆性的挙動を示さず, 急速な伝播型破断を生じない設計	—	—	
指針 30. 原子炉格納容器の隔離機能	1. 原子炉格納容器隔離弁を設けた設計	—	—	
	2. 自動的, かつ, 確実に閉止される機能を有する設計	—	—	
指針 31. 原子炉格納容器隔離弁	1. 原子炉格納容器に接近して設けた設計	—	—	
	1. (1) 原則として原子炉格納容器内, 外側に各 1 個設置	—	—	
	(2) 閉じている配管系は, 原子炉格納容器外に 1 個設置	—	—	
	(3) 閉止後駆動動力源の喪失においても隔離機能が喪失しない設計	—	—	
	(4) 定期的な動作試験, 重要な弁の漏えい試験ができる設計	—	—	

凡例 ○ ; 設置変更許可申請に伴い適合した項目
 △ ; 設置変更許可申請に伴い適合性を確認する必要がある項目
 — ; 設置変更許可申請対象設備には該当しない項目
 × ; 既設計方針の変更が不要とした項目

適合すべき安全設計審査指針（案）

指針	指針及び内容	敦賀プラズマ熔融 適合した指針	敦賀直充処理 適合すべき指針	理 由
指針 32. 原子炉格納容器熱除去系	想定事象に対し、原子炉格納容器の圧力及び温度を低下させるために十分な機能を有する設計	—	—	
	2. 外部電源使用不可時でも、安全機能が達成できるよう多重性又は多様性及び独立性並びに試験可能性を備えた設計	—	—	
指針 33. 格納施設雰囲気制御する系統	1. 環境に放出される放射性物質の濃度を低減できる設計	—	—	
	2. 原子炉格納容器内の水素又は酸素の濃度を抑制することができる設計	—	—	
	3. 外部電源使用不可時でも、安全機能が達成できるよう多重性又は多様性及び独立性並びに試験可能性を備えた設計	—	—	
指針 34. 安全保護系の多重性	多重性を備えた設計	—	—	
指針 35. 安全保護系の独立性	チャンネル間の分離, 独立性を有する設計	—	—	
指針 36. 安全保護系の過渡時の機能	運転時の異常な過渡変化時に、原子炉停止系等を自動的に作動させる設計	—	—	
指針 37. 安全保護系の事故時の機能	事故時に、原子炉停止系及び工学的安全施設を自動的に作動させる設計	—	—	
指針 38. 安全保護系の故障時の機能	駆動源の喪失時等でも最終的に原子炉施設が安全な状態に落ち着く設計	—	—	
指針 39. 安全保護系と計測制御系との分離	安全保護系と計測制御系が共用する場合は、計測制御系と機能的に分離した設計	—	—	
指針 40. 安全保護系の試験可能性	各チャンネルが独立に試験できる設計	—	—	
指針 41. 制御室	運転状況及び主要パラメータが監視、並びに手動操作ができる設計	—	—	
指針 42. 制御室外からの原子炉停止機能	制御室外の適切な場所から原子炉を停止することができる設計	—	—	
指針 43. 制御室の居住性に関する設計上の考慮	火災防護設計、'遮へい設計及び換気設計によって適切な防護がなされた設計	—	—	
指針 44. 原子力発電所緊急時対策所	事故時に対策指令を発するための緊急時対策所が設置可能な設計	—	—	
指針 45. 通信連絡設備に関する設計上の考慮	警報系及び通信連絡設備を備え、事故時に所内の人への確に指示ができ、多重性又は多様性を備えた設計	—	—	
指針 46. 避難通路に関する設計上の考慮	避難用の照明を設置し、単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を有する設計	—	—	
指針 47. 計測制御系	1. (1) 炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ等の健全性確保に必要なパラメータを制御できる設計	—	—	
	(2) 前号のパラメータが監視できる設計	—	—	
	2. 事故時に必要なパラメータの監視・記録	—	—	

凡例 ○；設置変更許可申請に伴い適合した項目
 △；設置変更許可申請に伴い適合性を確認する必要がある項目
 —；設置変更許可申請対象設備には該当しない項目
 ×；既設計方針の変更が不要とした項目

適合すべき安全設計審査指針（案）

指針	指針及び内容	敦賀プラズマ熔融 適合した指針	敦賀直充処理 適合すべき指針	理 由
指針 48. 電気系統	1. 重要度の特に高いものは、外部電源又は非常用所内電源のいずれからも給電できる設計	—	—	
	2. 外部電源系は、2 回線以上の外部電源を有する設計	—	—	
	3. 非常用所内電源系は、多重性又は多様性及び独立性有する設計	—	—	
	(1) 運転時の異常な過渡変化時に原子炉を停止、冷却できる設計	—	—	
	(2) 事故時の炉心冷却、格納容器の健全性及びその他の安全機能を確保できる設計	—	—	
	4. 重要度の高い安全機能に関する電気系統は、定期的試験及び検査が可能な設計	—	—	
指針 49. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備	1. 新燃料及び使用済燃料の貯蔵設備及び取扱設備	○※1	×	貯蔵設備でないので、変更なし。
	(1) 定期的な試験及び検査ができる設計	○※1	×	貯蔵設備でないので、変更なし。
	(2) 格納系、空気浄化系を有する設計	○※1	×	貯蔵設備でないので、変更なし。
	(3) 適切な貯蔵能力を有する設計	○※1	×	貯蔵設備でないので、変更なし。
	(4) 移送操作中の燃料集合体の落下を防止できる設計	—	—	
	2. 使用済み燃料の貯蔵設備及び取扱装置	○※1	×	貯蔵設備でないので、変更なし。
	(1) 適切な遮へいを有する設計	○※1	×	貯蔵設備でないので、変更なし。
	(2) 崩壊熱を除去し、浄化できる設計	○※1	×	貯蔵設備でないので、変更なし。
	(3) 冷却水保有量の減少防止し、漏えいを検知できる設計	—	—	
(4) 燃料集合体落下時に安全機能が確保される設計	○※1	×	貯蔵設備でないので、変更なし。	
指針 50. 燃料の臨界防止	幾何学的安全配置又はその他の適切な手段により、臨界を防止できる設計	—	—	
指針 51. 燃料取扱場所のモニタリング	崩壊熱除去能力の喪失に至る状態及び過度の放射線レベルを検出できるとともに、これを従事者に伝えるか、又はこれに対して自動的に対処できる設計	○※1	×	貯蔵設備でないので、変更なし。
指針 52. 放射性気体廃棄物の処理施設	適切なる過、貯留、減衰、管理等により、周辺環境に対して放出放射性物質の濃度及び量をできる限り低減できる設計	○	△	設備は既設を使用するため、変更なし。
指針 53. 放射性液体廃棄物の処理施設	1. 適切なる過、蒸発処理、付交換、貯留、減衰、管理等により、周辺環境に対して放出放射性物質の濃度及び量をできる限り低減できる設計	○	△	設備は既設を使用するため、変更なし。
	2. 施設からの液体状の放射性物質の漏洩の防止及び敷地外への管理されない放出の防止を考慮した設計	○	△	設備は既設を使用するため、変更なし。
指針 54. 放射性固体廃棄物の処理施設	廃棄物の破碎、圧縮、焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等の防止を考慮した設計	○	△	設備は既設を使用するため、変更なし。
指針 55. 固体廃棄物貯蔵施設	原子炉施設から発生する放射性固体廃棄物を貯蔵する容量が十分であるとともに、廃棄物による汚染の拡大防止を考慮した設計	—	×	貯蔵設備でないので、変更なし。
指針 56. 周辺の放射線防護	通常運転時において原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による敷地周辺の空間線量率を合理的に達成できる限り低減できる設計	○	△	構築物、設備は既設を使用するため、変更なし。

※1：雑固体減容処理設備設置にあわせ、2号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備の増強の申請を行っていることから、「○」となっている。

凡例	○；設置変更許可申請に伴い適合した項目	—；設置変更許可申請対象設備には該当しない項目
	△；設置変更許可申請に伴い適合性を確認する必要がある項目	×；既設計方針の変更が不要とした項目

適合すべき安全設計審査指針（案）

指針	指針及び内容	敦賀プラズマ熔融 適合した指針	敦賀直充処理 適合すべき指針	理由
指針 57. 放射線業務従事者の 放射線防護	1. 放射線業務従事者の作業性等を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏洩防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じた設計	○	△	設備は既設を使用するため、変更なし。
	2. 異常状態において放射線業務従事者が必要な操作を行なうことができるように、放射線防護上の措置を講じた設計	—	—	
指針 58. 放射線業務従事者の 放射線管理	放射線業務従事者を放射線から防護するために、放射線被ばくを十分に監視及び管理するための放射線管理施設を設けた設計	○	△	設備は既設を使用するため、変更なし。
指針 59. 放射線監視	通常運転時及び異常状態において、少なくとも原子炉格納容器内雰囲気、原子炉施設の周辺監視区域周辺及び放射性物質の放出経路を適切にモニタリングできるとともに必要な情報を制御室又は適当な場所に表示できる設計	○	×	構築物、設備は既設を使用するため、変更なし。